

一般的許可条件（道路法第24条工事承認）

1 着手届

工事に着手しようとするときは、その工事が交通の禁止又は制限を伴うものである場合は、1週間前、その他の場合は3日前までに奈義町長に届け出て指示を受けること。

2 工事の実施

(1) 境界の確認

着手前に道路敷の境界について、町長の確認を受けること。

(2) 工事中の保安施設

町長の指示により次の標示施設及び防護施設を設けること。

1. 工事区間の起終点を示す工事標示板又は工事現場を示す標示板。
2. 車両の進入を防ぐ必要のある箇所には、バリケード、赤色灯又は黄色灯若しくは標柱等。
3. その他町長の指示する施設等。

(3) 工事の実施

1. 路面の排水を妨げないこと。
2. 道路の掘削は、工事に支障のない限りその範囲を狭小にし、当日中に埋めもどし得る限度にとどめること。
3. 掘削箇所には、その土質及び掘削の深さ等に応じて適当な土留工を施し、かつ湧水の排水の排除について適切な措置を講じ、周囲の基盤が弛緩しないようにすること。

(4) 復旧

1. 埋めもどしにあっては、層厚20センチメートルごとに締固機で十分転圧すること。
2. 土留工を取りはずす場合は、下部を埋めもどして徐々に引き抜き、崩壊のおそれのある箇所は、土留工をしたまま埋めもどすこと。
3. 軟弱地盤又は湧水地帯にあっては、湧水及び留水を排除しながら埋めもどす。

3 完了届

(1) 工事を完了した時は、町長に届け出て検査を受けること。

(2) 届書には、道路の掘削、埋戻土、転圧、舗装、復旧及び竣工の状況がわかる写真を添付すること。

(3) 工事期間中に工事が完了しない場合には、町長の指示に従い申請者の負担において道路を原状に回復すること。

(4) 前号に規定する町長の指示に従わない場合には、町長が当該原状回復工事を代行することがる。

4 承認の標示

工事期間中は別記様式の「道路法第24条工事施行承認標示板」を工事現場に掲示しておくこと。

5 損害賠償

工事に起因して道路の構造及び第三者に損害を与えた場合は、占用者の負担において復旧及び損害賠償を行うこと。

6 承認事項の変更

承認事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。

7 承認の取り消し

この条件に違反したとき、又は次の号の1に該当する場合は承認を取り消すことがある。

- (1) 道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じたとき。
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(別記様式)

道路法第24条工事施行承認	
承認年月日・番号	令和 年 月 日 奈建第 号
完成予定年月日	
施行目的	
施行者住所氏名(電話)	

※ 縦18cm 横22cm程度